

野木町入札適正化委員会条例

(設置)

第1条 本町が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を確保するため、野木町入札適正化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本町が発注した建設工事（以下「公共工事」という。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 公共工事のうち委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札参加資格の設定理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約の理由等について審議すること。
- (3) 談合情報への対応状況について審議すること。
- (4) 入札及び契約の方法の改善案について審議し、その結果を町長に報告すること。
- (5) 入札及び契約手続に係る再苦情について審議し、その結果を町長に報告すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成22年9月22日条例第15号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。